

ニセコ町 議会だより

No. **173**

発行 ニセコ町議会
編集 議会だより編集委員会
2018年(平成30年)6月1日



寿大学と幼児センターとの交流会では、毎年体を使ったゲームをして楽しく時間を過ごしています。そのほかにも、寿大学では毎月1回集まっていたいただき、健康や福祉についてなど日常生活に関する講義、運動会や研修旅行等をおこなっています。寿大学での講義や人との交流が積極的な生きがいのある生活に結びつき、地域活動への参加が促進されることを目的として活動しています。

3月定例会・4月臨時会

おもな
内容

- | | |
|---------------------------------|----------------------------------|
| ▶ 平成30年度一般会計当初予算の概要
.....2~3 | ▶ 補正一覧23 |
| ▶ 行政報告 (一部)3 | ▶ 議案・意見書案に対する質疑・討論
.....24~25 |
| ▶ 予算特別委員会質疑.....4~5 | ▶ 議員協議会のいまを伝える26 |
| ▶ 一般質問6~21 | ▶ 平昌オリンピック視察報告27 |
| ▶ 審議結果22~23 | ▶ 議会日誌・編集後記28 |



▲絵本ワールド会場から

平成30年度 一般会計当初予算

48億円

前年度当初比4億9,000万円（11.4%）の増

ニセコ高校体育館耐震改修、中央地区スマートエネルギー活用事業
引き続き道路や橋梁、上下水道施設の計画的な補修を行う

特別会計を含む全会計では 53億9,850万円（前年度当初比7.8%増）の予算規模

平成30年第1回定例会は、3月8日に開会し、3月16日に閉会しました。

町から提案があったのは教育委員の任命1件、町道路線の認定4件、条例の改正5件、廃止1件、補正予算3件、平成30年度各会計予算6件、広域事業の規約変更の同意、和解及び損害賠償の額を定めること各1件、専決処分した補正予算2件の承認で、22案件すべてを承認、可決しました。議員提案は意見書案1件で、提案どおり可決しました。

また、3月30日、第2回臨時会を開会し、会期を1日と定めて同日閉会しました。

町から提案があったのは条例改正2件で、原案どおり可決しました。

平成30年度 会計別予算額総括表

(単位：万円・%)

会 計		30年度予算額		29年度予算額		増減比較			
		当初 A	当初 B	現計 C		当初予算比		現計予算比	
						A-B	増減率(%)	A-C	増減率(%)
一 般 会 計		480,000	431,000	461,973		49,000	11.4	18,027	3.9
特別会計	国民健康保険事業	22,570	24,660	27,340		△ 2,090	△ 8.5	△ 4,770	△ 17.5
	後期高齢者医療	5,810	5,130	5,311		680	13.3	499	9.4
	簡易水道事業	13,780	15,940	18,119		△ 2,160	△ 13.6	△ 4,339	△ 24.0
	公共下水道事業	16,970	23,610	23,666		△ 6,640	△ 28.1	△ 6,696	△ 28.3
	農業集落排水事業	720	570	570		150	26.3	150	26.3
	合 計	539,850	500,910	536,979		38,940	7.8	2,871	0.5
羊蹄山ろく消防組合ニセコ支署		17,617	16,922	17,237		695	4.1	380	2.2

29年度予算現計C欄は、平成30年3月16日時点での予算額（29年4月から30年3月までの増減をしたもの）

※予算の詳細は、5月に配布済みの「もっと知りたいことしの仕事」をご覧ください。

(1) 当初予算比 平成30年度当初と平成29年度当初予算額との比較

(2) 現計予算比 平成30年度当初と平成29年度3月16日補正分までの予算額との比較

平成30年度予算は、予算特別委員会で審査

平成30年度当初予算は、全議員で構成する予算特別委員会に付託されました。

特別委員会は、3月9日に正副委員長の互選を行い、委員長に篠原正男議員、副委員長に木下裕三議員を選出しました。

13日と14日、慎重に審査を行い、平成30年度一般会計予算など全6会計とも原案のとおり可決すべきものとなりました。

3月16日の本会議採決では全会一致で、委員会の審査結果のとおり決しています。

行政報告から

片山町長

◎韓国平昌オリンピック
ク視察

この視察及びPRは、2月9日から12日、札幌市の秋元市長、札幌市議会の山田市議会議長、北海道からは山谷

北海道副知事、それから米沢帯広市長、西江俱知安町長、鈴木俱知安町議会議長、高橋守ニセコ町議会議長、それと私が参加させていただいた。

平昌にジャパンハウスという日本の宣伝館が設けられており、ここでIOC委員に札幌オリンピック等の招致に関するPRを行うことを主に視察を実施した。

10日にはJOCの竹田会長や安倍総理もジャパンハウスに来ていただき、レセプションが行われた。安倍総理からは札幌冬季オリン

ピックに言及をいただき、IOC委員に札幌冬季オリンピック、パラリンピックへの協力依頼があった。

また、視察最終日の12日にはIOCのバッハ会長に訪れていた。秋元市長を含めて1時間近くにわたって今後のオリンピックについての意見交換をさせていただいた。

(関連記事p27参照)

◎ようてい・西いぶり
地域広域連携会議

2月6日、俱知安町で開催された。両地域の共通課題として、国道230号の洞爺湖町と留寿都村の三ノ原地区の境界に橋梁をかける線形改良について要

請活動を行うため、西胆振、羊蹄町村長会並びにトラック協会と連携し要請活動を強化す

ることにした。

また、この地域がサイクリングロードの指定を受けるための活動を強化することも確認した。

◎国際交流事業の実施

大変好評を博している第4回となる絵本ワールドが2月3日、ニセコ町民センターで行われた。

また、1月下旬と2月中旬、後志総合振興局が行っているグローバルサポーター派遣事業で、ニセコ町の国際交流員も管内小中学校で活躍している。

他にも、国際交流員の近藤小学校での多言語の読み聞かせ等、多くの事業が行われた。

●産後ケア業務委託の内容

浜本和彦委員 助産師の訪問産後ケア事業委託の内容は。

折内保健福祉課長 真狩村在住の助産師に依頼し、産婦と新生児に対して授乳指導や乳房ケア、産後の不安解消などを訪問により支援。産婦30人程度に対して2回ほどの訪問を想定している。利用者には交通費程度の500円を自己負担してもらう。

高橋守委員 産後ケア事業は“産後うつ”等の防止にも大変有効だ。場合によっては、産婦が助産院に行くことも検討しては。回数券方式で行っている自治体がある。また、産後の無理な水仕事などで将来体調に支障が出ることや、最近はスマホの利用時間の多さも気になる。こうした昔からの教ををぜひ、若い夫婦と一緒に聞く機会も必要では。

折内保健福祉課長 実家が遠方等で里帰りをせず、夫婦で子育てするといった悩みにも支援をしたい。今年の保健委員研修会は助産師の話を聞く会で、一般にも公開した。

片山町長 現在は助産師の訪問だけを考えているが、産婦が出向く方式も検討したい。

●中央地区エネルギー面的利用調査検討業務委託の内容

青羽雄士委員 この委託業務により、中央地区での新たな温泉井戸の調査を行うとあるが、掘削開始はいつごろか。

山本企画環境課長 同業務は、中央地区で温泉熱を利用し公共施設等に熱供給できるか等の調査を行うため、温泉を掘削することになっている。37℃、300ℓの出湯を想定しており、綺羅乃湯のほかにも分湯して有効活用したい。新年度早々から事業を進めたい。

●一般廃棄物不燃・粗大ごみ処理業務委託の内容

浜本和彦委員 一般廃棄物のうち不燃物や粗大ごみの処理を民間事業者へ委託するが、内容は。

横山町民生活課長 町の一般廃棄物最終処分場（埋め立て処分場）は、資源ごみの分別など町民の多大な協力のもと、利用期間を大幅に延ばして利用してきたが、残容量が3年未満となった。町単独での新規施設の建設は難しいため、民間事業者へ粗大ごみ等の選別、分別とその残りは事業者所有の管理型最終処分場へ埋め立てするまでを一括して委託する。年間150 t分の処理が見込まれる。

●最終処分場の浸出水処理はいつまで必要か

猪狩一郎委員 町の最終処分場は受け入れを休止するが、今後も浸出水処理は継続する必要があるのか。

横山町民生活課長 今年度から最終処分場の利用をせず民間の処分場に委託するが、たとえ廃止をしたとしても、埋め立てたごみからしみ出る水が、直接川に放流できるくらいきれいになるまでは、水処理が必要。

●観光コンテンツ創出事業

木下裕三委員 同事業の内容や委託先、成果等は。

前原商工観光課長 星空の魅力を資源造成するため、アンヌプリ地区で取り組んでいる。中央バス(株)の投資により、夜間の Gondola 運行や山頂駅周辺整備なども行った。観光コンテンツの開発と誘客で、持続可能な事業に育てたい。

●道の駅ビュープラザ営繕工事の内容

猪狩一郎委員 ビュープラザ営繕工事の内容と、新築への取り組みは。

前原商工観光課長 男性トイレの洋式化要望が高いが、現在1つしかないこともあり、国の補助を利用して男女で5基入れ替える。ほかに凍結防止用パネルヒーターの交換も行う。道の駅の建て替えは悩みどころで、高速道路や新幹線による交通の変化等を考慮し、機能全般の検討が必要になる。しかし、トイレの機能向上は待ったなしの部分がある。今後もやれるところから改修を行いたい。

●除雪業務委託で道路パトロール等の内容

竹内正貴議員 除雪車が出動するかどうかの判断は、降雪量12.5cmというが、道路パトロールはきちんと機能しているのか。夕方の帰宅時間帯は巡回していないのではないのか。

高瀬建設課長 事業者は朝5時からパトロールに出ている。前日から降っていれば、朝4時の場合もある。吹き溜まりに埋まるなど人命にかかわる場合は、警察からの要請で夜間も出動するが、深夜の除雪対応は厳しい。夕方のパトロールの取り決めは行っておらず、町から依頼してから出動しているのが現状。今後、荒天時の夜中の待機も含めて整理していきたい。

●有島記念館施設改修基本構想の内容

新井正治委員 有島記念館施設改修基本構想の内容は。

佐藤町民学習課長 有島記念館の特別展示室（アートギャラリー）も築後20年以上経過して老朽化している。今後、空調の更新、照明のLED化、床や壁など抜本的な改修が必要になる。この基本構想で、文化の発信拠点としての長期的展望を立てることで、改修費等についても有利な財源を確保できる。

●コミュニティFM放送事業運営補助の増額理由

竹内正貴委員 ラジオニセコの運営補助増額の理由は。

山本企画環境課長 この補助内容はほぼ人件費で、ベテラン職員が1人退職し新人3人が入社予定で、職員の増分と、それに伴う研修費の増額等である。

三谷典久委員 コミュニティFMは防災ラジオも兼ねている。運営費は増やすがラジオの配布率は増えていない。配布率を増やす取り組みは。また、ラジオ局職員の労働環境の改善分とは何か。

山本企画環境課長 配布率向上に向け、転入者には手続きの際に防災ラジオの説明と配布を行っている。また、労働環境改善とは、緊急放送への対応などに備え、職員が局舎近くに住むための住宅手当の見直し等を行う。

林副町長 防災ラジオの配布が伸びていないことの改善策として、もともとお住まいの人への周知方法の変更など、検討していく。

●地域おこし協力隊の成果

木下裕三委員 町の地域おこし協力隊員は他地域に比べて格段に多い。その成果は。また、30年度さらに隊員を増やすが、隊員に不利益が出ないようにサポートすることは大変ではないか。

山本企画環境課長 3年目の隊員で、すでに起業している者、起業予定の者がいる点で、成果はあると考えている。個々の隊員には、それぞれに応じたサポートをしなければならない。今後とも丁寧な対応で不利益にならないようにしたい。

林副町長 隊員には年1回、自己評価や配属先の長を含めた評

価委員による評価会を行っている。今回の結果は、全員継続すべきとしている。

●ローカルスマート交通構築事業の今年度の内容

新井正治委員 事業の内容と、備品は何を購入するか。

山本企画環境課長 この事業は28年度から行っており、町内での二次交通の需要調査等の結果を基に、29年度は、スキーマスの試験運行を行った。30年度は福井、西富地区等で試験的に、ボランティアによるライドシェア（乗合交通）の運行を行う。備品は、タブレット端末14台分の購入費で、協力いただける運転手への貸与12台と管理者用2台。

青羽雄士委員 ライドシェアで募集するボランティア運転手の年齢や車の種類は。また、試験期間や予約電話の受付場所はどうか。

山本企画環境課長 30年度予算の議決後に協議会の設置と募集を開始し、8月をめどに試験運行を始める。運転手の年齢制限はないが、65歳くらいまでかと考えている。募集の状況による。試験期間は8月から来年3月まで。予約電話の受付場所は検討中。

●ニセコ生活の家の役割とは

三谷典久委員 障害者計画の中にある、障害のあるなしに関わらず交流できる場として、『ニセコ生活の家』は重要な役割を担っていると思うが、町は、その役割をどう考えているか。

折内保健福祉課長 知的障害者の受け皿として大変重要な役割を担う施設であると考えられており、これまで支援をしてきた。今後も、障害福祉の中心的施設として、支援していく。

●地域活動支援センター運営事業補助の増額理由

浜本和彦委員 地域活動支援センター運営事業補助を増額した理由と、今後の見通しは。

折内保健福祉課長 地域活動支援センターは、NPO法人ニセコ生活の家が運営している。施設では、10人まで受け入れ可能で、あと1人の受け入れができる。センターの職員は現在2名なので1名増員して受け入れを拡大したい。利用者増のため人件費を助成する。今後、人件費は定期昇給等で変動があっても、利用者増により運営は安定していけると考えている。

●こども館運営費の増額理由と休日預かりの内容

齊藤うめ子委員 こども館運営費の増額理由は。また、新たに土日、祝日の休日預かりを開始するとあるが、土日や祝日のみの利用ができるのか。利用方法や利用料等は。

折内保健福祉課長 こども館の利用希望調査したところ、70人の希望がある。70人を預かるとなると、子どもの安全等を考え、有資格の主任支援員を1人増の4人に、補助員も4人で計8人体制を想定し、人件費を増額。こども館は、町内在住の子どもに限り受け入れする。平日利用はしないが土日、祝日のみの預かりを試行する。休日預かりは予約制になる。事前に申込みいただいて、家庭状況を審査し、受け入れる。利用料は、1時間300円の見込み。



一 般 質 問

3月8日から9日間の日程で開催した平成30年第1回二セコ町議会定例会が行われました。13日には、8名の議員から16件の一般質問が提出されました。内容を要約しておりますので、詳細については、二セコ町議会ホームページに載せている会議録をご覧ください。二セコ町役場2階議会事務局で閲覧ください。



猪狩 一郎議員 ・国旗・国歌について

P7



篠原 正男議員 ・町有施設の耐震性とその対応について
・昆布川の治水対策について
・遊休地の活用と緊急国営農地整備事業の活用について

P8～10



新井 正治議員 ・火山に対する危機管理と安全対策について

P11



斉藤うめ子議員 ・学校給食費無料化の実施について
・新庁舎内に子ども食堂を
・二セコ高校への新年度出願者数について
・平昌五輪への視察団派遣について
・これからの雪対策について

P12～15



浜本 和彦議員 ・水道施設の維持管理について

P16



青羽 雄士議員 ・町税や各種使用料等の滞納者への収納対策について

P17



木下 裕三議員 ・二セコリゾート観光協会の組織体制について

P18



三谷 典久議員 ・二セコ高校エネルギー教育特別講演会で何が起きていたのか
・まちづくり基本条例の精神は生かされているか
・一般廃棄物最終処分場の民間委託に至る経緯について

P19～21



国旗や国歌の正しい理解を



児童生徒には学習指導要領に基づき適切な指導に努めている



猪狩議員

平昌オリンピックも盛会のうちに終了した。選手たちが自国の国旗に誇りと尊厳を持ち翻していた姿には、どのステージでも感動した。選手たちは平和の使徒として、他国との親和や和睦のために大変重要な役割を果たしている。

スポーツ以外の場面でも国旗や国歌は日本を象徴する大切なシンボルだ。日本国民、国際都市ニセコ町民として、子どもたちが日の丸や君が代を正しく理解できるよう方策を考えて進めていくのは今がチャンスだと思うが、

町長、教育長の所見を伺う。



片山町長

本町では町民が一堂に会する町民ふれあい運動会で、国歌に合わせ国歌の掲揚を行っている。今後とも国旗、国歌を大切にしたい。



菊地教育長

国旗や国歌を尊重することは我が国への理解はもとより、諸外国への理解や世界平和にもつながることと捉えている。学校教育では、学習指導要領に基づき児童生徒に我が国の国旗、国歌の意義を理解させ、尊重する態度を育てると共に、諸外国



の国旗、国歌も同様に尊重する態度を育てる観点により、社会科や音楽科などにおいて適切な指導に努めている。君が代に関しては正しく歌えるようにするという目標もある。また、主な学校行事等でも国旗の掲揚や国歌の斉唱を行っている。



猪狩議員

1853年にアメリカのペリー艦隊が浦賀沖に現れ、日本は開国を迫られた。交渉は1年延ばしてもらったが、ナショナルフラッグ、俗に言う国旗が船についていなければ、どこかの船かわからないので撃沈してもよいことになっている為、次に来るまでには日本の船にも国旗をつけるようにと忠告されて作ったのが日本国旗のはじまりと言われている。日本という名前は、日が本、すなわち太陽その太陽を形にし国旗にした。実にシンプルで世界に誇れる存在感

のある国旗だと思う。

また、君が代は世界で最も古いと言われ、ギネスブックにも載っている。元は、女性が敬愛する男性に贈った恋の歌とのこと。そういう恋歌を国歌にした日本人の心の広さ、寛容さは本当にすばらしいと思う。ただ、明治時代にさまざまな行事の際、天皇陛下の前で歌うようになり、今日誤解を招くようになったことは非常に悲しい。1999年に国旗・国歌の制定がなされたが、義務的に行うことではなく、自主的に正しく理解していきける方法を考えるべきだ。



片山町長

教育もそうだがまちづくりも同様で、郷土愛から国民愛へと発展していくと考えている。その象徴が国歌・国旗だと思っている。



猪狩議員

過去に不幸な歴史があり、その結果、全ての価値観を否定してしまっただが、自虐的にならず日本の歴史と伝統を学び、日本人である自信と誇りを持つことが必要だ。外国人が大勢いらっしやる観光都市ニセコ町のおもてなしにもつながると思う。町長の所見は。



片山町長

海外からのお客様も大勢来られる。例えば役場にオーストラリア大使館の方が来られた場合、オーストラリア国旗と日本国旗をテーブルに置いて歓迎をし、敬意を表している。こうした態度を養いつつ、ニセコ町のPRも行っている。引き続き、日本の国旗・国歌を大切にする風土を訴えていきたい。

Q 町有施設の耐震性は

A 法律に基づく建物は耐震性を確保、西富町民センターは早目に整備する

Q 篠原議員

町有施設の耐震性確保と、どのように進められているか町長の所見を伺う。

A 片山町長

耐震改修促進法に規定する公共施設の特定建築物は、役場庁舎、体育館、学校、公営住宅の18施設。このうち建築基準法改正前（昭和56年以前）のものについては、二セコ小学校体育館と総合体育館を耐震改修し、耐震性を確保しているが、役場庁舎は今後新庁舎として整備する予定。

また、耐震改修促進法の特定建築物には該

当しないものの地域防災計画で避難所に指定されている二セコ高校体育館と西富地区町民センターについては、耐震性が十分でないということがわかっており、二セコ高校体育館については平成30年度に耐震改修を行うこととしている。西富町民センターについては、整備する方向で地元の各自治会の意見を把握し、検討の熟度を高めていく。

Q 篠原議員

耐震改修促進法では大きな施設を対象としているが、町有施設のなかには、例えば職員住宅や教職員住宅のよ

うに経年劣化が進んでいるものがまだ現存しており、これらに対しても木目細かな対応が必要と考えるが、町長の所見は。

A 片山町長

国の基準には基づかないが、実際どうなのかというものは幾つかある。それらについても今後調査をしつつ、財政バランスも考慮しながら検討していく。

Q 篠原議員

調査しつつということだが、より具体的な考えを示していただきたい。また、西富町民センターの具現化について、現段階での考え

方を伺う。

A 片山町長

各公共施設、それから行政財産については、今後町全体の財政のライフサイクルのなかでバランスを見つつ検討していきたい。

また、西富地区町民センターについては、これまで西富地区町内会の皆さんとの話し合いは何回か進んでいるが、西部全般を対象とする町民センターなので瑞穂・桂・昆布地区の意見も聞き、補助金をもらわなければならないのでその辺の状況を確認しつつ、できるだけ早目に整備していきたいと考えている。



▲築40年になる西富地区町民センター

▼二セコ高校体育館授業風景





昆布川の治水対策は早急に取り組むべき課題



平成30年度調査費予算計上見込み、 蘭越町とも協調し進める



篠原議員

昆布川治水対策については、近年河床の礫堆積が進み、集中豪雨による河川の氾濫が危惧される。大きな被害が発生しないよう早急な対策が必要と考えるが、町長の所見を伺う。



片山町長

昆布川の治水対策は北海道が管理し、平成23年9月の大雨のときに西富地区の皆さんに避難勧告を発令した経緯がある。特に河床が上昇しているJR函館本線及び国道5号線付近は、増水による橋の流失も懸念されるところだ。

近年の大雨や局所集中豪雨により、各地で大きな被害が多発していることから、河川の治水対策は急務であると考え、昆布川における河床の掘削、河道の拡幅、護岸整備などについて、これまで河川管理者である北海道や関係機関へ強く要請をしてきた。小樽建設管理

部蘭越出張所黒松内事業所に確認したところ、平成30年度に調査する予算が確保できる見込みとのこと、今後、早急に昆布川の安全に向けての改修に着手できるように、さらに要請活動を強化していきたいと考えている。



▶ 雪解けで増水した昆布川



篠原議員

昆布川下流域の尻別川と合流する部分氾濫の危険性もあるが、以前に氾濫した桂集会所裏手から旧桂中学校跡地にかけては河床面が上昇しており、地域の不安の声は大きい。職員はもとより、ぜひ町長ご自身も現場をご覧いただき、早急な対応を求めることへの努力も必要だ。

また、昆布川は蘭越町とニセコ町の境界に当たる川で、当然右岸左岸で行政区域が変わることから、工事は同じでも蘭越町側から始めるか、ニセコ町側から始めるかの問題発生



片山町長

桂中学校跡の地区を含めて現地現場の状況をきちっと把握し、実際に調査に入る段階で

も我々も一緒になって、こういった地域の情報を小樽建設管理部等に伝えていきたいと思っている。

去年は金蘭越町長と道の土木部長に昆布川の要請を行った。実際調査に入る段階で、蘭越町とも歩調を合わせつつ、強力に進めていきたい。

また、篠原議員においては地域の皆さんと各関係機関を回っていただき、今回の大きな力になった点は心から感謝する。

Q

遊休農地の活用方策は

A

国営緊急農地再編整備事業で対応、 国営事業調査以外は見詰め直す必要も

Q

篠原議員

さまざまな理由により遊休地として長年放置されている畑や水田あとが散見される。過去に景観等の観点からその活用方策について議論されたことも記憶しているが、本町の農業振興にとって農地の確保は大きな課題と考える。この際、国営農地再編整備事業を活用して遊休地を再整備し、活用する方策がとれないか伺う。

A

片山町長

二セコ町の農地は地形や地質的要因から圃場区画が小さく、生産性の低い圃場が多い。

これが担い手への円滑な農地の利用集積の障害となっており、長年耕作されず遊休化した耕作放棄地が散見され、今後の増加も懸念されていた。平成26年10月に国営緊急農地再編整備事業二セコ地区が開

始し、事業計画で耕作放棄地約8・6ha、耕作放棄地となるおそれのある農地291・1haの基盤整備を盛り込み、今後順次必要な整備する計画だ。

ご指摘の国営事業の活用は計画時において、地権者の同意を得て可能なものは既に取込んでいます。事業の制度上、当初計画に盛り込んでいない新たな受益

者の取り込みはできない。

また、農業委員会では、農地法の改正で耕作放棄地対策が強化され、毎年度農地の利用状況調査と遊休農地の所有者に対する意向調査が義務づけられている。農政課でも荒廃地調査を実施し、引き続き町と農業委員会が協力し、遊休農地や耕作放棄地を発生させず、優良農地を確保したいと考えている。

現在行われている国営農地再編整備事業の追加対応は難しいとの答弁だが、本町の農業にとって優良農地の確

保は最優先事項。「将来にわたって優良農地の確保も課題」について

の考えはあるか。

A

片山町長

国営農地整備事業が緊急農地再編整備事業に変わり、この緊急の意味が耕作放棄地を取り込む大前提であり、計画段階で既に相当数取り組んでいる。それ以外に利用可能な農地があるか、もう一回見詰め直さなければならぬと思うが、今後は今入れ込んでいないよう、農業委員会とも連携しながら進めたい。

Q

篠原議員

町内の遊休農地はどのくらい有り、そのうち緊急農地再編整備事業でどのくらい取り込めたのか。

A

福村農政課長

農業委員が農地として把握している部分については、現況が農地であるということを委員会のほうで認定されたものを対象に精査し

ている。法律に基づく現農地面積2762ha、うち遊休農地としてA耕作地（再生可能農地）18筆7ha、B耕作地7筆17ha、それ以外の公簿地目農地と言われるものは相当数あるが一部国営農地に取り込んでおり、農業委員会が把握している数値と国営で取り込む数値には少し差がある。



▲町内にはこのような遊休農地が点在している



火山噴火に対する危機管理と安全対策は



**噴火警戒レベルには達していないが
危機管理や安全対策に努める**



新井議員

ニセコ町には羊蹄山をはじめ、ニセコ連峰（ニセコ火山群）が存在する。先日の群馬県草津白根山の噴火、また霧島連山新燃岳の噴火など予測できない火山活動が報道されている。これらをふまえ、火山の噴火に対する危機管理と安全対策を町長に伺う。



片山町長

気象庁の火山防災情報では、羊蹄山やニセコアンヌプリ、イワオヌプリなどは現在、噴火警戒レベルに指定された山ではない。しかし、気象庁の区分にお



新井議員

いては活火山に分類をされている。
ニセコ町地域防災計画に基づく災害対策本部の配備体制は、特別警戒配備を2号配備、非常配備を3号配備とし、災害があつた場合にはこれにより対応する。また、町内全域に影響が及ぶような被害の大きい噴火の場合、ようてい西いぶり広域連携会議の相互応援に関する協定に基づき、避難者を受け入れてもらうことになっている。今後も火山の噴火に関することについて、札幌管区気象台や国、北海道とも連携をして、危機管理や安全対策に努める。



黒瀧総務課参事

観測的なことについては、札幌管区気象台において基本的に年一回北海道開発局の協力のもと火山観測を実施している。2017年8月1日にはヘリコプターで上空から赤外線映像装置を使用し調べたいて、その結果異常がないとの報告を受け

ている。

気象庁の話によると、これまで羊蹄山が噴火したのは最新で1万年前、アンヌプリとイワオヌプリについては6千年前と言われており、それ以後は噴火していない。

現在ニセコ町は活火山であるレベル1にも該当していないので、特段準備はしていない。年に一度北海道開発局の協力のもと気象庁が観測しているので、その情報を受けて今後とも観察したい。



山本企画環境課長

地熱の関係については、羊蹄山は未観測、



新井議員

ニセコアンヌプリについては調査をした。それが予知に結びつくかどうかは、私どもも見がない。公的機関で実施しているので、何らかの方法でお伝えすることはできると思っている。

予知できずに噴火をするのが火山活動だと思ふ。懸念されるのは観光への影響と風評被害。先日の群馬県の草津白根山の噴火では、草津の国際スキー場のメインであるゴンドラを廃止検討。また名称を草津温泉スキー場に変更。いち早く風評被害に手を打ったものだと思う。

現在のニセコでいえば、外国人客をどのようにに誘導するのも問題だ。噴火等災害時には基幹産業である観光への影響をどのように捉えているか。また、



前原商工観光課長

その際の風評被害についての考え方は。

観光に対しての風評被害については、今のところ想定するのに値するレベルにまで上がっていないため、例えば噴火したときにどうだというようなことは検討していない。ただ、避難等については防災計画等でも予定されているし、先日は北海道が外国人を対象とした原子力防災訓練を行っている。そういう体制については準備を進めている。





学校給食費の無償化を求める

A 現時点で完全無償化は難しい

Q 齊藤議員

昨年4月現在で全国1741自治体の4分の1に当たる442の自治体が給食費の全額・半額・一部補助を実施。給食も食育の観点から義務教育の一環と考える。給食費無償化の実施は子育て支援策になり、若い子育て世代の転入や定住が期待できる。無償化の実施について町長、教育長に伺う。

A 片山町長

日本国憲法第26条第2項の中に「義務教育は、これを無償とする」と規定されている。ニセコ町は給食費の一部

補助として給食材料費の補填、第3子以降の児童・生徒は無料としている。現時点で直ちに完全無償化は難しい。今後国に対して無償化を訴えていきたい。

A 菊地教育長

平成29年度の実績では、給食材料については352万円を公費負担し、19世帯22人の児童生徒に101万1千円の免除を行っている。

Q 齊藤議員

日本国憲法第26条に「義務教育は、これを無償とする」とあり、食育基本法には「食育は生きる上での基本であり、知育、徳育、体育

の基礎であり、教育の一環」としている。学校給食法第1条には「学校給食は重要な役割を果たすもの」とし、文部科学省の見解では学校給食法の趣旨は設置者の判断で保護者負担を軽減・負担なしが可能との見解を示している。

愛知県では国に対して給食費の無償化早期実現の意見書を出している。北海道では2006年から17市町村が給食費の無償化を実施し、近隣自治体も無償化を進めている。ニセコ町も給食費無償化を最優先課題として進めてはどうか。

A 片山町長

財政バランス、経常経費を増大させないために将来的な財政見通しが立った段階で協議

Q 齊藤議員

自治体が一步でも進めて、国を動かす努力

していききたい。現時点での無償化は難しい。

が必要だ。子どもたちの未来のために第一優先で進めて頂きたい。



新庁舎内に「子ども食堂」を

A 設置する考えはない

Q 齊藤議員

「子ども食堂」とは子どもが一人でも安心して来られる無料、または低額の食堂で、貧困家庭や孤食の子どもたちに安心して食事ができる場所を提供しよう」と始まった取り組みである。高齢者を始め、大人や多年齢の子どもとの交流する地域の居場所としてまちの課題が把握でき、必要な支援に繋がることを考えられる。新庁舎に「子ども食堂」を開設することとは子どもたちのみならず全ての町民のために必要な居場所と考えるが、町長、教育長の見解を伺う。

A 片山町長

「子ども食堂」は基本設計には反映されていない。1、3階の談話室、ロビーなど休憩スペースを有効利用することは可能と考えている。

A 菊地教育長

教育委員会として子どもの貧困対策の観点から「子ども食堂」を新庁舎に設置する考えはない。

Q 齊藤議員

全国に2千を超える「子ども食堂」の輪が広がっている。「ニセコ町まちづくり基本条例」第1章の目的「情報共有」、「住民参加」が活かされていない原因の一つにこの町には本当



の意味で町民誰もが自由に集まれるコミュニティとなる居場所がないと強く感じている。「子ども食堂」はこの条例を実践・実現できる第三の居場所として必要不可欠な場所になると思う。

A 片山町長

「子ども食堂」は極めて重要だと思っている。ただ町内には食堂で商売をしている方もいるので、行政が運営するのは如何なものか。「ニセコ町まちづくり基本条例」にあるように自ら考え行動するま

ちである。斉藤議員が声を出してこうした運動につなげていただければありがたいと思っている。

Q 斉藤議員

町長・教育長はこの問題の本質を理解していない。「子ども食堂」を庁舎内に設置することで周りの食堂に影響を与えないかという懸念は、根本的な意味合いが違っていると思う。「子ども食堂」の本質を理解すれば競争相手という観点とは全く違うことが分かると思う。

Q ニセコ高校への新年度出願者数の定員数オーバーについて

A 公正な入学判定会議に諮り、適切に学校が判断している

Q 斉藤議員

2月15日の道新にニセコ高校の募集人員40人に対し出願者数45人とあった。

- (1) 出願者数が募集人員を超えた要因は何か。
- (2) 定員数を超えた出願者数の取り扱いは。
- (3) 今後継続的に募集人員を確保するための対策は。

A 菊地教育長

- (1) 町外を含め生徒募集活動を一層活発化し、学校の魅力をより広く伝えられたこと。
- (2) 入学者の選抜については入学募集要項に基づき3月6日実施し、

学校が適切かつ公正に判断する。

- (3) 学校と教育委員会が連携し、適切に対応、準備を進め、これからは学校の魅力発信に努めたい。

Q 斉藤議員

近年出願者数が定員数を超えたことがあったか。その時の寮の対策はどうしたか。町外からの生徒募集に踏み切れなかった理由は寄宿先の問題があったと聞いている。定数40人に対し出願者数45人は約1割強で、応募した生徒が一人の落ちこぼれもないことを希望したい。地元の出願者数は4名で、町外応募者

数が多い。寄宿先は大丈夫なのか。

A 菊地教育長

定員数を超えたのは10年ぶりだと記憶している。過去に寮の定員を超えたことは無く、全員入寮できた。町外からの出願者については出願段階で入寮希望か

調査している。

Q 斉藤議員

入寮以外に下宿している生徒もいると聞いている。また入学してから中途退学する生徒もおりそれを見越した柔軟な対応を検討されているのか。

A 菊地教育長

生徒の中に家庭と連絡の上、下宿している生徒がいることは事実だ。定員オーバーについて高校に公正な判定会議があり判断するのは学校であり、責任者は校長である。



Q

平昌五輪視察団派遣事業費700万円は適正か

A

経費の節減に工夫し、ニセコ町PRの使命は果たせた

Q 齊藤議員

(1)平昌五輪へ派遣された視察団の費用約700万円の事業費の中身について

33万円。パラリンピック関係はスポーツ係長ほか町職員の計2名に通訊兼ガイドを含め約55万円。合計で683万円。

(2)視察者の人選、人数、日数の決め方

(2)特別班は町長、議長、担当管理職員の3名が2月9日～2月12日まで3泊4日。会場施設班は町

(3)派遣された関係者各人の経費と滞在日数、報告を聞きたいとの要望が町民から出ている。

長以下庁内協議により選考し決定し、2月10日～2月25日の大会全日程に計8名参加。パラリンピック視察は3月12日～3月15日までの3泊4日計2名を派遣中。

A 菊地教育長

(1)町長、議長、随行担当職員、計3名に通訊ガイドを含め約196万6千円。競技場視察班はスポーツ係長、町職員、スキー連盟スタッフ計8名に

通訊兼ガイドを含め約436万円、オリンピック

に関する総事業費は約6

ームページで可能な限り情報提供に努めて行きたい。

Q 齊藤議員

今年9月に札幌市が立候補を正式表明する。開催地決定は2019年11月。2022年北京五輪

が開催。今回平昌五輪に札幌市15人参加の事業費700万、倶知安町4人、420万、帯広市3人、100万円以下、ニセコ町11人、700万と関係

者から聞いた。現段階でニセコ町の11人の派遣は適切だったのか。時期尚

早ではないか。町民の理解あつてのオリンピックである。ニセコ町まじづくり基本条例第49条には町民投票条例制度がある。

A 佐藤町民学習課長

町民への説明と議論を重ね協力を確認するために9月前の段階で住民投票の実施も検討して良いのではないかと。

ニセコ町はアルペン競技の開催経験がないことが第一前提にある。いずれニセコ町になる地元として技術面の内容を把握

する大前提がある。北京では遅すぎる。経費の節減に工夫した。

Q 齊藤議員

初めからオリンピックありきで進めているのではないかと。新聞の報道では2026年がだめなら2030年が確定してい

韓国と平昌オリンピック

- ・1988ソウル夏季オリンピック
- ・総数3回目で誘致成功
- ・アジアでの冬季オリンピックは3回目（1972札幌、1998長野）
- ・経済効果は65兆ウォンと試算（投資効果、消費支出効果などの乗数的効果、国際イメージの向上、観光振興などの間接効果）
- ・江原道地域の発展を期待



▲「冬期オリンピックについて考える」（ニセコ町 町づくり町民講座）

A 片山町長

北海道でオリンピックを開催する場合、滑降コースはニセコビレッジと

るようである。経済的効果は期待できるのか。主催自治体は札幌市であり、アルペン競技場がニセコ

にある。アルペンコースを設けられるのはニセコ町のみである。技術面はIOC、JOCのトップクラスが来て指導するが施設については、地元が知見を持つて対応する必要がある。バツハ会長、安倍総理にお会いしてニセコ町をPRする使命を果たしてきた。

アンヌプリとの間の「湯ノ沢」しかないと言われている。アルペンコースを設けられるのはニセコ町のみである。技術面はIOC、JOCのトップクラスが来て指導するが施設については、地元が知見を持つて対応する必要がある。バツハ会長、安倍総理にお会いしてニセコ町をPRする使命を果たしてきた。



町と町民との話し合いによる雪対策を

A 除雪ボランティアの募集と育成に努める



齊藤議員

道内三番目の豪雪地帯であるニセコ町は約半年間雪と共に過ごす。倶知安町には「倶知安町みんなで親しむ雪条例」がある。この条例の目的は町民が雪に親しみ、雪の障害を克服し、資源として積極的に活用し雪対策の総合的な推進を図り、町民の生活と向上と活力あるまちづくりに寄与することにあるとしている。

ニセコ町もこの条例にならない、「雪」に対する親雪、利雪、克雪の3つを柱に町と町民が話し合いを持つ必要性があると思う。近年移住者が増えているが「雪」への認識を深めるためにも入植当初から



片山町長

の先住者との間で「雪」への見方を検証、改善策を一步でも進めることが雪対策への課題と考えるが、町長の見解を伺う。

雪はニセコ町にとって大きな観光資源の魅力であり、肥沃な農地、良好な自然環境、水資源を維持する大変価値ある大切なものである。一方、除雪、排雪の経費を要する。町内ではこの「雪」を暮らしに活かしたイベントも多く行われている。



齊藤議員

町の「雪」対策は、町民からの苦情のみを聞くだけでは問題は解決しない。地元の方と移住者との間には「雪」対策への意識のずれが大きいと思う。両者が「雪」への対応について町民と行政側と話し合いの機会をもつことが必要ではないか。除雪のボランティアや協力者を集めて交流することが大切と思う。

の間に「雪」対策への意識のずれが大きいと思う。両者が「雪」への対応について町民と行政側と話し合いの機会をもつことが必要ではないか。

除雪のボランティアや協力者を集めて交流することが大切と思う。

町にはそうした組織的なものがあるのか。現段階では「雪」の対策、改善策への話し合いが必要

例年社会福祉協議会は除雪ボランティアを募集し、活動の中でボランティアの育成を進めている。



片山町長

すでに町内の各種団体が除雪ボランティアを実践されている。



折内保健福祉課長

例年社会福祉協議会は除雪ボランティアを募集し、活動の中でボランティアの育成を進めている。

除雪ボランティア急募

ニセコ町在住の高齢者や身体障がい者の世帯で近隣に親族・親戚がなく、自力で除雪が困難な方の自宅の除雪を行います。

活動期間
平成30年1月12日～平成30年3月30日
9:00～16:00 ※午前・午後のみでも可

活動費を支給します
1,100円 (1時間当り)

・準備して頂くもの
防寒具 (防寒服・手袋・帽子・長靴)
除雪用具 (スコップ・スノードンプ等)
タオル・昼食・飲み物等

ボランティア保険に加入して頂きます (当方負担)

※必ず参加にお電話下さい。
社会福祉協議会 ニセコ町社会福祉協議会
(※ 事務局が休みのため、1月9日から窓口・電話対応いたします。)
TEL44-2234 FAX43-2655
申込書は社会福祉協議会事務局へお問い合わせください。
<http://jstec-web.co.jp/homepage/niseko-4/index.html>



除雪ができる
元気な方

高校生以上!
年齢・経験
不問

高校生は、保護者の
同意が必要です

議会の傍聴をしませんか

～今月中旬に定例会を開催します～

- 定例会は3月・6月・9月・12月の年4回開催。臨時会は必要のつど開催されています。
- 議会を傍聴する方は氏名を傍聴受付簿に記入するだけです。
- 日程等詳しいことは議会事務局へお問い合わせください。

問い合わせ先 ニセコ町議会事務局 ☎44-2121 (内線221・222)

15 ニセコ町 議会だより 第173号 平成30年6月1日発行

Q

今後の水道施設の維持管理方法は

A

引き続き民間事業者へ委託し、
更新事業は優先順位を決めて進めていく

Q

浜本議員

昨年12月より本年3月までの間、6件の破損等の事故が起きている。掘削によるもの、老朽化によるもの、石による圧迫破損、水圧変化による亀裂とさまざまな要因による事故だが、これらの事故をどのように捉えているか。また、今後の水道施設の維持管理方法を伺う。

A

片山町長

水道の漏水事故は、平成25年2件、平成26年5件、平成27年6件、平成28年7件、そして平成29年13件と年々増えてきており、老朽化

による破損や地盤変化などにより、水道管に亀裂が入る破損事故が多い。今後の更新事業では、優先順位を決めつつ、水道管の入れ替え工事を順次やつていかなければ根本的な解決にはならないと考えている。

水道施設の維持管理については、平成27年度から取り組んでいる民間事業者への委託を今後も進めていくと共に、民間事業者任せにならないよう職員の育成も行いたい。

Q

浜本議員

町内の水道に関して、たぶん、各地区の水利組合や水道組合が

らはじまったものが町に移管されたと思う。当時工事における管理がきちつとされず埋め戻しがされた部分などで、今になってから石が当たって管が破裂するというような事故が多分往々にして見られると思う。

今後、どの年度に、どのような計画のもとで新しいものに替えていくのか、わかっていく範囲で説明をしてほしい。

A

石山上下水道課長

水道事業で昨年度水道ビジョンを策定し、今年度以降10年間の更新計画をたてている。

その中で、今年度13件という報告があった。曾我地区の林道沿いの管はまだ25年ほどしか経っていないが、地盤沈下の関係等も含め、漏水事故が多発している。この部分は給水範囲も広いので、優先順位を高目に設定し更新を行っていききたい。それから、小花井地区には昭和44年から45年にかけて布設された水道管があり、47年ほど経過している。老朽化に伴う更新工事を行っていききたいと考えている。その他市街地区の配水池に入ってくるまでの水源からの導水管なども昭和40年代後半に布設されているので、今



▲水道管修復工事

Q

浜本議員

早急にやらなければならぬところは曾我

後10年間で計画的に行う予定だ。これらの更新には年間1億円ほどの事業費をかけながら進めていく。財源は起債と補助金等を活用する。

A

石山上下水道課長

図面等は平成25、26年度に調査及び電子化を行ったので、ほぼ状況は押さえている。

と小花井ということだが、他の地区の図面等準備はどこまでできているか。



悪質な滞納者に対する徴収方法は

A

後志広域連合や北海道に対応を引き継ぎ
処分の実施をしている



青羽議員

ニセコ町は人口増、リゾート地区への大型投資、インバウンドによる消費拡大等により、

徴収が増加傾向にある。町税や使用料は、町政執行には欠かせない貴重な財源。しかし、徴収困難な事案の増加についての報告も受けている。公平性の確保を図るためにも、悪質な滞納者に対する徴収方法を伺う。



片山町長

町税の課税額については、平成28年度の調定額では7359万5千円の増、収入額7720万4千円の増、予

算額1億1534万7千円の増となっている。また、徴収事務の着実な実施により、年々滞納調定額を減少することができている。現在の徴収対策は、法で定められた督促状の送付後、未納付者へ年3回程度の催告状を送付し、納税相談、分納誓約、税の延滞金利率の高さの周知を行っている。分納誓約不履行者や納税相談に応じない方については、速やかに滞納整理機関である後志広域連合や北海道に対応を引き継ぎ、滞納処分の実施をしている。

6%。町村税徴収状況は全道144町村中24位で、担当課職員の努力に感謝をしている。なお、悪質な滞納者は税だけでなく使用料も滞納しがちなので、毎年町税等収納対策会議を開催し、税と使用料についての徴収状況の確認や連携しての徴収相談等を適宜適切な対応により確実に行っている。今後も現状の体制において引き続き徴収に努める。



青羽議員

分納相談に応じたり、コンビニ収納の活用を図ったり、関係各課が情報や課題を共有し収納率向上に向けて努力

されている点には敬意を表している。困窮や病気等で税金や使用料を納めることができないのではなく、払える能力もあるのにあえて支払いに応じない、時効もあるので逃げ得になっている案件もある。そういった悪質な滞納者が増えていく。後志広域連合に対応していただけということがある、どちらかといえば税金よりも使用料の未納者が増えている。使用料に関して、数年前までは未納がない状況だったと思う。

職員が直接催促等をするのは精神的な負担、また肉体的な労働にもなるのかと思う。徴収専門員を置いたり、外部民間委託をしている自治体もあると聞くが、そういった方法を取り入れることを考えたことはあるか、また、近隣町村ではどうか。外国人の戸数も350戸は超えているということがあるが、外国人世帯対象の講習会を開くことは考えているか。



芳賀税務課長

就労目的でいらっしゃる外国人については、



片山町長

秋に来て春先に転出してしまふ方もいるので、事業所の給与担当者や連携を密にしながら、課税計算を早くし徴収するという形で対応している。

民間委託や徴収だけの専門員を置くことは、現在考えていない。これまで相当悪質な事例も散見されているが、広域連合のほうで差し押さえも含め実行し、成果をあげている。使用料等を含めた町税等収納対策会議では、お互いの情報共有を図りながら、チームを組んで徴収等を行っている。当面は現状の体制で頑張っていきたいと考えている。

また、外国人だけを集めた講習会等は考えていないが、必要があれば担当課と相談をしたいと思う。

Q 観光協会のマーケティング担当は配置されるのか

A JTB北海道より、新年度から常勤で人員を受け入れる

Q 木下議員

ニセコリゾート観光協会に重要な役割を担うマーケティング人材が1年間配置されていない理由は何か。

A 片山町長

必要な人材は各地でとり合いになっており、適当な人材を見つけたことが大変難しい。

本町においては、旅行関係事業者、航空会社、出版関係事業者、コンサルタント事業者などに打診をし、調整をしてきたが、JTB北海道にて引き受けていただけることとなった。ただ、先方の都合で新年度からスタート

することとなり、現在準備をしている。

Q 木下議員

JTB北海道からは出向のように配置されるのか、もしくは年間で日数を決めて来てもらうのか。

取締役会を毎月実施すると以前の答弁であったが、行政報告にあった通り一回しか開催しなかったのか。また、今年に入ってマネージャー会議含め何回開催されたか。

A 前原商工観光課長

JTB北海道とは1年契約で最大3年間延長が可能。常勤体制と

なる。

取締役会については、行政報告のとおり一回開催した。マネージャー会議は一か月空けな

A 林副町長

観光協会内で色々なセッションがあるので、マネージャー会議を多様化させて開催している。

Q 木下議員

職員の研修・人材育成が重要だが、何か行っているか。また、モチベーションを上げる工夫はしているか。

近年「観光局」や「観光圏」「地域DMO」など色々な言葉が出てき

ているが、事業を整理して観光事業者などに知らせてはどうか。

倶知安町、蘭越町との地域連携DMOは国などからの財源を確保するだけの連携か、実際の組織を作るための連携か。

A 前原商工観光課長

人材育成についてはカリキュラムを持つて対応してはいないが、課題に対して専門家を招聘して研修会を行ったり、観光人材育成のプログラムに参加をさせたりしている。モチベーションに関しては、各所に配置したマネージャーが責任を持って

仕事を進め、皆で考えながら様々なことを共有して取り組み高めていきたい。

様々な事業のお知らせについては、以前事業者を集めての懇談会等も何度か企画したが、集まりが悪く、足踏みをしていた。今後マネージャー会議等の中で問題提起して議論を進めてみたい。

いては財源を考えたい。えで本町のDMOを地域で育てていくために検討を続けたい。

A 林副町長

研修、モチベーションを上げることは非常に大切なので、少し考えていきたい。ラジオニセコは三角山放送局で新人職員の研修を行っている。



▲ニセコリゾート観光協会
「ニセコ駅、道の駅、ラジオニセコでお待ちしております！」



ニセコ町の教育への経産局の介入ではないか



教育現場への介入や干渉、子どもたちの学習権の侵害はあってはならない



片山町長

は許されない。町長の考えを伺う。また、エネルギー教育モデル校事業そのものを考える必要はないか。

議長からの発言許可あり、



三谷議員

昨年10月16日、ニセコ高校でエネルギー教育モデル校事業の一環としてエネルギー教育特別講演会が開かれた。この講演の数日前、北海道経済産業局（以下経産局）の役人が講演予定者を訪れ、福島原発事故時の水蒸気爆発の写真と発電コストの比較の2枚のスライドの使用をやめるよう暗に要請した。ニセコ町教育委員会はこの事実をどう認識し、それをどう考え、どう対処したか。



菊地教育長

講演の数日前、講師



三谷議員

の研究室に経産局職員が訪れ、講演内容を議論し、先生はスライド内容を一部変えたが、趣旨は変えずに講演を行ったと認識している。事業の狙いに沿った内容で講演が行われたと考える。対応として、スライドの変更に関し後日講師を訪問し、聞き取りした。



菊地教育長

講演内容の趣旨が変わったか否かが問題ではない。経産局の役人が講演予定者を訪れ、特定の2枚のスライドの使用について議論した、この事実が問題である。権力者との議論は圧力として働き、福



三谷議員

島原発事故の真実と原子力発電の真の姿を隠そうとする圧力だ。これは、講師の表現の自由、自由な教育の侵害、子どもたちの学習権の侵害であり憲法違反である。ニセコ町の教育に対する行政の介入・干渉であり、町として意見を表明すべきだ。

教育行政に携わる者として、教育現場への介入や干渉、学習権の侵害はあってはならないと考える。そのうえで今回の経過だが、経産局職員に特定のエネルギーの良し悪しの話にならぬようにと指摘された講師は、特定の



菊地教育長

エネルギー教育モデル校事業は今日的な課題である持続可能な社会について有益な学習内容が期待できる事業

三谷議員

ただいまの町長発言は、圧力を容認することと非常に問題がある。意見表明権は確かにあり、対等な立場での意見表明ならよい。今回の場合、権力を持った人間が意見表明と言っても、相手の人間には圧力として働く、そこをさっきから問題にしている。それを容認するという町長の答弁は、決して容認できない。

Q まちづくり基本条例の精神は生きているが

A 情報伝達で不手際もあつたことはお詫びする

Q 三谷議員

まちづくり基本条例の精神、情報共有がなされているか二点質問する。

まずエネルギー構造高度化・転換理解促進事業

(エネルギー事業と略)に関する町民説明会の開催が、速やかに行われたか

次にニセコ町廃棄物対策検討委員会(廃棄物委員会と略)は開催されているか。

A 片山町長

エネルギー事業に関する町民説明会は、昨年10月24日に開催の要望を受け、12月22日に開催した。廃棄物委員会は何年も開催していない。これについて町民、議員の皆様

に深くお詫びを申し上げます。

A 横山町民生活課長

同委員会は平成26年から今年2月22日まで開催していない。

Q 三谷議員

エネルギー事業につき再質問する。本町はこのエネルギー事業を、昨年6月議会の通過後、進めてきた。10月に本事業が泊原発再稼働の容認に結びつく疑いが新聞報道された。そこで、この問題は町民全体で考えたいと、環境審議会委員がエネルギー事業説明会開催を提案した。この問題を町民全体で考えるために説明

A 山本企画環境課長

10月24日の環境審議会で、次回12月の審議会で

会は不可欠だが、何度も開催を求め、昨年の12月22日の開催まで2か月かった。さらに、これまでの同説明会での問題がある。ニセコ高校公開講座での経産局の介入の疑いに関し町民側の調査の求めに応じ、役場が講師へ事情聴取した。教育委員会の問題だが、教育委員会との連携がない。説明会への教育長の出席依頼が伝えられていなかった。情報共有の原則から逸脱し、まちづくり基本条例の精神が生かされていない。

A 片山町長

教育委員会に情報がいつていなかったことは不手際で、おわびを申し上げたい。今後このようなことがないよう、また懇談の機会がふえるよう努力する。



▶ ニセコ町では、いろいろなテーマを取り上げ、まちづくり町民講座をおこなっています



処分場整備の基本計画を変更した経過が不透明

A 改正しなかったことはお詫びする



三谷議員

一般廃棄物最終処分場（最終処分場と略）は民間施設に委託する方向で進めると聞く。民間施設への委託は、いつでもどのような検討が行われたのか。



片山町長

議会一般質問において、平成26年12月「民間事業者への委託を検討したい」平成28年12月「委託受け入れに前向きな近隣事業者がある」平成29年12月「処分場整備計画を策定し、同時に民間事業者や関係町村との協議を進める」と答弁した。また、今後、処分場が更新時



三谷議員

期となる4町村の勉強会で、単独設置、広域設置、民間委託の3方式を検討し、民間委託が望ましいとなった。昨年11月、俱知安町との事前協議で、民間処理について承諾を得た。昨年12月14日の議員協議会で、最終処分場の平成30年度からの民間委託開始を説明。平成30年2月22日、廃棄物対策検討委員会で説明した。



片山町長

分場の整備が必要。新規の整備計画は、平成29、30年度に工事、平成31年度供用開始とある。つまり平成26年2月の一般廃棄物処理基本計画では最終処分場をつくる計画だったのに、同じ年の12月の議会答弁で、町長は民間委託を断言した。この間にどのような根拠があつて民間委託に方向を変えたのか。



三谷議員

の財政も鑑み、担当を含め関係町村長に打診しつつ、今日を迎えた。廃棄物処理基本計画の改正がなされていないのは心からお詫びを申し上げたい。

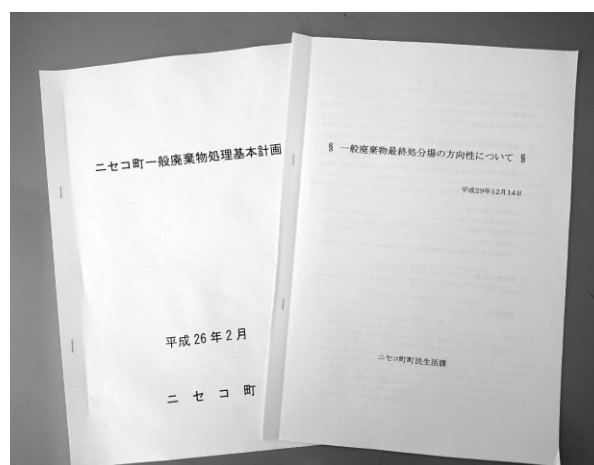


片山町長

論すべきものが、委員会も開かれていない。町長の一存で民間委託に方向転換し、民間委託ありきで進められてきた。その間、町民、議会にも説明がなかった。町政の透明性と公平性を著しく損なっている。こんなやり方で最終処分場の民間委託計画をこのまま進めることはできるのか。

これまで俱知安町を初め受託いただけると

ころと話し合いを進めており、その方向でいきたい。住民負担を少なくし、今の処分場を延命化させ、また危機管理にも対応していきたい。ただ、議会には答弁等で説明したが、一般廃棄物検討委員会も含め、住民に対し早くにきちんと説明しなかったのは、まさに私の不徳のいたすところで、その責任は全て町長の私にある。本当に申しわけない、心からそう思う。



第1回 定例会審議結果 平成30年3月8日から3月16日

議 案	件 名	結 果	賛否
承 認 第 1 号	専決処分した事件の承認について (平成29年度二セコ町一般会計補正予算)	承 認 可 決	賛 成 多 数
承 認 第 2 号	専決処分した事件の承認について (平成29年度二セコ町簡易水道事業特別会計補正予算)	承 認 可 決	賛 成 多 数
議 案 第 1 号	二セコ町教育委員会委員の任命について (萬谷政博氏を新しい教育委員に選任することに対して、議会の同意を求める)	原 案 可 決	賛 成 多 数
議 案 第 2 号	後志広域連合規約の一部を変更することの協議について	原 案 可 決	賛 成 多 数
議 案 第 3 号	二セコ町道路線の認定について (本通団地一号線)	原 案 可 決	賛 成 多 数
議 案 第 4 号	二セコ町道路線の認定について (本通団地二号線)	原 案 可 決	賛 成 多 数
議 案 第 5 号	二セコ町道路線の認定について (綺羅団地通)	原 案 可 決	賛 成 多 数
議 案 第 6 号	二セコ町道路線の認定について (望羊団地通)	原 案 可 決	賛 成 多 数
請 願 第 1 号	障害児者の生きる基盤となる「暮らしの場」の早急な整備を求める 意見書を国に提出することを求める請願 (総務常任委員会の「採択すべき」とする報告)	採 択	賛 成 多 数
議 案 第 7 号	非常勤の特別職の職員に対する報酬及び費用弁償支給条例の一部を 改正する条例	原 案 可 決	賛 成 多 数
議 案 第 8 号	国民健康保険基金の設置管理及び処分に関する条例の一部を改正する 条例	原 案 可 決	賛 成 多 数
議 案 第 9 号	二セコ町ふるさとづくり寄付条例の一部を改正する条例 (質疑はp24参照)	原 案 可 決	賛 成 多 数
議 案 第 10 号	二セコ町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例	原 案 可 決	賛 成 多 数
議 案 第 11 号	二セコ町民間資金活用集合住宅建設等促進条例の一部を改正する条 例 (質疑はp24参照)	原 案 可 決	賛 成 多 数
議 案 第 12 号	二セコヘリポートの設置及び管理に関する条例を廃止する条例	原 案 可 決	賛 成 多 数
議 案 第 13 号	平成29年度二セコ町一般会計補正予算	原 案 可 決	賛 成 多 数
議 案 第 14 号	平成29年度二セコ町国民健康保険事業特別会計補正予算	原 案 可 決	賛 成 多 数
議 案 第 15 号	平成30年度二セコ町一般会計予算	原 案 可 決	全 会 一 致
議 案 第 16 号	平成30年度二セコ町国民健康保険事業特別会計予算	原 案 可 決	全 会 一 致
議 案 第 17 号	平成30年度二セコ町後期高齢者医療特別会計予算	原 案 可 決	全 会 一 致
議 案 第 18 号	平成30年度二セコ町簡易水道事業特別会計予算	原 案 可 決	全 会 一 致
議 案 第 19 号	平成30年度二セコ町公共下水道事業特別会計予算	原 案 可 決	全 会 一 致
議 案 第 20 号	平成30年度二セコ町農業集落排水事業特別会計予算	原 案 可 決	全 会 一 致
議 案 第 21 号	和解及び損害賠償の額を定めることについて	原 案 可 決	賛 成 多 数
議 案 第 22 号	平成29年度二セコ町一般会計補正予算 (追加)	原 案 可 決	賛 成 多 数
意見案第1号	障害児者の生きる基盤となる「暮らしの場」の早急な整備を求める 意見書	原 案 可 決	賛 成 多 数

第2回 臨時会審議結果 平成30年3月30日

議 案	件 名	結 果	賛 否
議 案 第 1 号	ニセコ町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例の一部を改正する条例	原 案 可 決	賛 成 多 数
議 案 第 2 号	ニセコ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例 (質疑はp24～25参照)	原 案 可 決	賛 成 多 数

補正予算審議結果

第1回 定例会

担い手確保・経営強化支援事業費ほかを計上

第1回定例会で、担い手確保・経営強化支援事業費や除雪対策費など、一般会計ほか2会計で、専決処分した分も合わせて合計1億6,849万2千円の増額補正を可決しました。

平成29年度 ニセコ町一般会計補正予算……………原案可決

予算現額に1億4,131万2千円を増額し、予算総額46億1,972万9千円となりました。

・ 歳入	地方消費税交付金	989万8千円増額
	地方交付税（普通交付税）	282万4千円増額
	分担金及び負担金（広域保育所入所市町村負担金）	378万9千円増額
	国庫支出金（子どものための教育・保育給付費負担金ほか）	149万4千円増額
	道支出金（畑作構造転換事業補助金ほか）	3,068万2千円増額
	財産収入（国営事業客土材売払収入）	166万円増額
	寄付金（ふるさとづくり寄付金ほか）	926万円増額
	繰入金（財政調整基金繰入金）	4,826万円増額
	繰越金（前年度繰越金）	2,511万8千円増額
	諸収入（中心経営体農地集積促進事業農業事業者負担分徴収金ほか）	714万8千円減額
	町債（過疎地域自立促進特別事業債ほか）	1,547万5千円増額
・ 歳出	総務費（庁舎建設基金積立金ほか）	6,036万7千円増額
	民生費（介護給付等給付費ほか）	396万6千円増額
	衛生費（簡易水道事業特別会計繰出金、一般廃棄物可燃ごみ処理委託料）	501万9千円増額
	農林水産業費（担い手確保・経営強化支援事業、畑作構造転換事業補助）	2,387万8千円増額
	商工費（綺羅乃湯特別対策事業補助ほか）	226万5千円増額
	土木費（町道等除雪委託料、ロードヒーティング電気料ほか）	4,230万9千円増額
	消防費（羊蹄山ろく消防組合負担金）	148万円減額
	教育費（広域保育所市町村負担金ほか）	498万8千円増額

平成29年度 国民健康保険事業特別会計補正予算……………原案可決

予算現額に2,433万円を増額し、予算総額2億7,340万1千円となりました。

・ 歳入	繰入金（国民健康保険基金繰入金）	1,999万7千円増額
	繰越金（前年度繰越金）	113万6千円増額
	諸収入（後志広域連合過年度生産還付金）	319万7千円増額
・ 歳出	総務費（後志広域連合負担金）	2,433万円増額

平成29年度簡易水道事業特別会計補正予算……………原案可決

予算現額に285万円を増額し、予算総額1億8,119万円となりました。

・ 歳入	繰入金（一般会計繰入金）	285万円増額
・ 歳出	総務費（職員時間外勤務手当）	16万円増額
	管理費（水道施設維持補修工事）	269万円増額

議案・意見書案に対する質疑・討論等

第1回 定例会

ニセコ町ふるさとづくり寄付条例の一部を改正する条例

この条例は、ニセコ町に思いを寄せるみなさんに寄付を通してまちづくりに協力いただけるよう、寄付の選択肢として町から具体的な事業の提案ができるようにするなどして事業項目を増やす等の改正をする内容。

質疑

篠原正男議員 第2条第6号で「教育、スポーツ振興」が追加されたが、「文化活動」の視点は検討したのか。教育・スポーツに包括するという考え方もあるが、この点に関して教育委員会の意見を聞いたか。

山本企画環境課長 第2条第4号「有島記念館に関する事業」や、新たに追加する同条第10号「その他まちづくりに関する事業」での受け入れが可能。教育委員会との打ち合わせは行っていないが、第10号に含まれる。

片山町長 今後も同条例の検討を行う中で、第6号を「教育・文化」とするか、「文化」を別の号として区分するか検討したい。

三谷典久議員 第10号に「及び町長が特に指定する事業」とあるが、どのような基準で選択していくのか。これまでの「寄付」とは概念が変わる。どのように変わるのか。

山本企画環境課長 「町長が特に」は、具体的な事業を提案して、能動的に寄付を募集し

たいという考えのもと、まちづくりに資するものを判断して選択したい。従前は「受動的」であったが「能動的」に活用する点が変わったところだ。

片山町長 まちが行政課題を示して寄付を呼びかける点、新たな取り組みになる。毎年該当事業があるかは議論して決定する。

三谷典久議員 どのように寄付を募るのか。予算化までの流れと、寄付になじむかなじまないかの判断は。

片山町長 事業は公共性のあるもので、町の負担が伴うものは、議会の議決に付する。寄付金はいったん基金に積み立てるし、事業は、当初予算や補正予算に提案して議会の議決を経ることになる。

■採決の結果、賛成多数で可決された。

ニセコ町民間資金活用集合住宅建設等促進条例の一部を改正する条例

この条例は、民間による集合住宅建設を促進するため、建物の取得から一定期間、当該集合住宅の固定資産税を減免するもので、免除の期間は1年度分として適用期間を2年間延長する内容。

質疑

斉藤うめ子議員 当該条例を2年間延長する理由として、自治創生総合戦略で町がめざす民間集合住宅の新築目標戸数250戸まで50戸ほど不足しているためとあるが、免除期間が1年と短縮されたことで不足分の確保ができるのか。免除適用期間は従前どおり10年間がよいのでは。

山本企画環境課長 免除期間が1年と短縮されたことで不足分の確保ができるのか。免除適用期間は従前どおり10年間がよいのでは。

除期間が1年度分としても、2年間制度を残すことで目標の50戸に到達できる。免除制度は手厚い方がよいが、同条例の3回目の改正なのでこの条件でも十分と考える。この間、民間集合住宅建築決定の要因は、税の10年間減免だけではなく、他にもさまざまな相談への対応などが重要であることがわかった。

林副町長 この制度で、これまで一定程度成果があった。免除は反面で税収不足になることから、バランスを考えた改正する。

■採決の結果、賛成多数で可決された。

障害者の生きる基盤となる「暮らしの場」の早急な整備を求める意見書

この意見書は、意見書案第1号として、青羽雄士議員から提出された。

障害者が「暮らしの場」を選択できるようなグループホームや入所施設・通所施設などの社会資源の拡充や福祉人材確保などを求めるもので、総務常任委員会に付託されて、採択された案件。

■採決の結果、賛成多数で可決された。

第2回 臨時会

ニセコ町国民健康保険条例の一部を改正する条例

この条例は、国民健康保険税のうち課税限度額を4万円引き上げる一方、5割及び2割軽減に該当する世帯を拡大するための判定額の見直し及び、税額を算定する要素のうち資産割の率（固定資産税の額に乘じる率）を引き下げる。また、国民健康保険における財政責任主体が北海道にな

る（「都道府県化」という。）ため、所要の変更を行う内容。

質疑

三谷典久議員 課税限度額を4万円引き上げることで質問する。①基礎課税額が54万円から58万円に該当する人が一番影響を受けると思うが、影響を受ける世帯数とおよその所得額②限度額引き上げによる税収の増加分、軽減による税収の減は③限度超過の世帯数は**芳賀税務課長** 平成30年度は所得計算中なので29年度の課税状況をもとに試算した。①影響世帯数は23世帯で、世帯の所得は830万円以上②23世帯の限度額引き上げで、92万円の増加。軽減では、今回2割減額となる4世帯、2割軽減から5割軽減になる2世帯で合わせて6世帯約14万円の減額③限度超過世

帯数は23世帯。

三谷典久議員 確認するが、23世帯すべてが4万円上がるのか。また、国保の限度額はこの4年間で大きく引き上げられた。町として限度額を引き上げなければならぬ理由は。**芳賀税務課長** 2年前に限度額が4万円上がった際は、影響世帯のすべてが4万円ではなかったが、今回は試算の段階ですが、23世帯全てが4万円引き上げになる。町はこれまで、国保の税率改正等は、国に準ずることとしている。都道府県化により国保の役割が変わっていくなかで、保険料も順次平準化に向かうので、これらを見越して国に準じて引き上げる。

折内保健福祉課長 現在、限度額を上げなくとも国のペナルティはないが、改正理由としては、国保は相互扶助

による制度なので、今回の改正でも、所得の高い世帯の限度額は上がるが軽減該当も増えるような仕組みになっている。

片山町長 ニセコ町のような過疎地域では、加入世帯が少なく所得要素が十分でないために国保が賄えないところが多い。農業集落地域は国保の課税要素を資産割（固定資産も加味）のある4方式としているところが多いが、国は資産割がない3方式を標準にしている。町も将来的に資産割をなくしていきたいが、そのためにも限度額を上げておかないと、低所得者に負担が偏ってしまうことになる。

■採決の結果、賛成多数で可決された。

その補正予算に質問！

第1回 定例会

担い手確保・経営強化支援事業補助は何件の応募があったか

三谷典久議員 農業経営基盤強化事業の担い手確保・経営強化支援事業補助金は、応募が何件あり何件該当になったか。また、複数年連続して該当になることができるのか。

福村農政課長 今年度は24件くらいから2件に絞り込んだ。毎年度少しずつ国の適用要件が変更になるので、ポイント（要件の合計点）を取ることでできれば、連続した該当もあり得る。制度開始当初は規模拡大に重点があったが、今年度は輸出やGAP等に重点が置かれた。

三谷典久議員 ポイント制度の内容は。

福村農政課長 ①農家が自ら取得できる分はGAPへの対応や女性の活躍等による部分。②町のポイントは農地の集積率80%以上が要件で、本町は未達成のためポイントはゼロ。③都道府県ポイントは北海道の取組による分で1・5ポイント分。今回の申請では3つのポイントの合計が12ポイント以上必要だった。今回申請した2戸の平均は12・5ポイントであった。

福村農政課長 国が補正予算の概要要求をした時点で、本年も当該補助事業があるのだと判断できるが、事業に求められるポイントは応募してからでも変更になる場合がある。通知が来た時点でできるだけ早く認定農業者にお知らせして、必要なポイントが取れるか相談しながら進めている。町側も短期間に3つの事務（担い手確保、経営強化支援、畑作構造転換）を同時進行しているので、農家も困惑していると思う。

片山町長 通知から応募までの期間が短く農家のみなさんも大変なことは承知しているが、理解してほしい。

議員協議会のいまを伝える

町財政の現状を学び
今後に活かす（勉強
会）

3月27日、議員協議会の勉強会で、関西学院大学小西左千夫教授を招き、町の財政の現状に関する意見交換を行いました。

小西教授は始めに、平成28年度の一般会計決算の各種指標から読み取れる二セコ町の財政状況を解説し、平成29年度の決算に関しての執行残や基金取り崩しの見込みなどを、説明員として同席した町の財政担当者に質問する形で、財政状況の見方を解説しました。

議員からは、財政状況ほか、平成30年度予算審議の過程で各々が感じた疑問点などを質問しています。

質疑

○青羽雄士議員 平成30年度予算も、町は積極的な予算を組んだ。

しかし、庁舎建設が目前であり、また、過疎債制度が変更になるこの時期に取り組む積極的な予算を、先生はどのように感じられたか。

○小西教授 「過疎債がなくなったら事業は減らさなければならぬいか」だが、二セコ町や俱知安町は将来に夢が持てる地域である。地方創生の中で、努力している地域、頑張れば人口も増えるような地域に支援をしていくというのが国の考えである。二セコのような攻めの取り組みをしている地域ほど過疎債で応援しなければならぬと考える。ただし、過疎債がなくなったら、

事業は3分の1に減らす必要がある。

○竹内正貴議員 本町は、特定目的の基金が少ないとのことだが、適正な規模は。国は目的のある基金積立には、厳しく言わないのでは。

○小西教授 仮に、事業をすべて借り入れで行うと、公債費比率が当然高くなり財政は苦しくなる。自己資金、ローンでいうと頭金の部分が基金になる。頭金は、3分の1くらいは準備したい。公共施設等管理計画の総合計画は策定済みなので、今後はその個別計画で施設毎の必要額と更新時期の計画をたてる。国は、個別計画を基にした事業費と基金のバランスを求めてくるだろう。

二セコ高校エネルギー教育モデル校事業について（議論）

4月24日の議員協議会で、この件に関し三谷議員から以下の問題提起がされました。

①二セコ高校でのエネルギー教育モデル校事業の一環としての講演の数日前、北海道経産局の職員が講演者を訪れ、講演資料の一部の変更等を求めた。これは講師の表現の自由、教育の自由の侵害、生徒の学習権の侵害であり、経産局の「教育への介入」ではないか。

②3月一般質問での片山町長答弁「経産局職員も主催者として意見を述べる権利はあるのでは」は問題だ。一個人の意見の問題ではなく、権力ある職員の意見は圧力である。この答弁は、二セコ町が環境モデル都市など先進

的な取組みにより、国から優等生とみられ、国の方を向いている必要があるためではないかと思う。この2点について議会の意見表明をすべきではないか。

この後、議員間の議論を行い、次のような意見がありました。

「経産局の対応は不適切だったと思うが、町（担当部署）も悪い点はあったと思う。すべての悪さがこの事態になった。二セコ高校が環境教育モデル校の提案を受け、承諾を決めるまでや、授業内容や資料に関して講師らと十分打ち合わせする時間を取らなかった点が指摘できる」。

「今回の報道の件は、いまの二セコ町の体制が、何となく表れたと思う。いろいろな面（事業）で、協議や調整がしっかりしていれば、大ごとにならなかったのではないか」。

また、今回の問題の根源に補助金があると議会は考えており、「財源としての補助金は重要だが、補助金があるからと、事業を進めることがよいのか考える機会とすべき。補助金を通じて国の言うことに従う方向になつていないか、懸念を感じる」が、代表的な意見と言えます。

この議論で「経産局の介入」は議会としての一致した見解とはなりませんが、「介入」と誤解されるような行動をしたことは問題であるとの点で一致しました。

学校現場は環境授業を行ってよかったと進めてきたにもかかわらず、このような報道がなされたことは、事業全般の事務の進め方を慎重に対応してもらいたかったと議会は考え、議会だよりで議論を伝えることに決めました。

韓国・平昌オリンピック開会式及び北海道・札幌冬季オリ・パラ招致活動を終えて

2月15日、議員協議会終了後に高橋議長から平昌オリンピック開会式ほかに参加した報告がありました。その内容から抜粋して報告します。

視察等の目的

町長・議長等が平昌へ出向いた一番の目的は、現地に設けたJOCジャパンハウスで、国際オリンピック委員会（IOC）関係者を招いて行う招致活動を、札幌市長らとともに行うことである。

2月9日（金）

早朝、新千歳から仁川国際空港を経て、開会式会場のある平昌オリンピックピックプラザエリアへ移動。移動手段は



▲TSシャトルバス乗降場の様子。開会式に向かう観衆が次々降車している



▶ジャパンハウスレセプションで、竹田恒和JOC会長と



▲珍富（ジンプ）駅で、競技会場視察班としばしの合流。この後、特別職班は帰国の途に

KTX（韓国高速鉄道）、シャトルバス（観衆用無料バス）等を利用し、一般の市民や観光客がどのような手段で移動するか等を体感した。

午後8時から開会式を観覧。光と音響の演出は、IT先端企業がある国だけに素晴らしいものであった。開会式スタジアムは屋根なしであったが、覚悟していただけに、さほどの寒さは感じなかった。

午後10時過ぎ、会場から宿泊地である江陵市までの移動は、TSシャトルバスを利用した。大会初日の開会式直後ということもあり、大変な混雑状況で運行も滞ったのか、バスに乗り込むため1時間半程、屋外で待つことになった。こちらは、非常に寒さを感じた。宿泊地まではバスで1時間程度の移動だった。

札幌での開催となれば、こうした点は十分検討しなければならないと、同行した関係者一同が感じた。

2月10日（土）

午前中、宿泊ホテル周辺を散策。江陵市も開催地の一つで、スケート競技の各種会場が設置されている。

午後2時半から、ジャパンハウスでのレセプションに参加。安倍晋三首相、竹田恒和JOC会長、村里敏彰FIS（国際スキー連盟）副会長など主要なオリンピック関係者らと名刺交換などしながら、北海道・札幌オリンピック・パラリンピック招致をPRした。

JOCジャパンハウスには2階にPRブースがあり、ここでは大会期間中、北海道・札幌オリンピック・パラリンピック招致関連都市である北海道、札幌市、帯広市、倶知安町、ニセコ町のDVD映像が放映されるほか、リーフレットやイメージパネルの配置が行われていた。

2月11日（日）

旌善（チヨンソン）アルペン競技会場で男子滑降競技を観戦予定だったが、強風により競技が延期になった。

このため、江陵市でスケート競技会場等を視察見学した。ここでは、後日のスピードスケートやカーリング競技で、北海道出身の選手がメダルを獲得するなど大

いに活躍した。

2月12日（月）

午前10時から、10日開催のジャパンハウスレセプションに出席できなかったバツハIOC会長を迎え、改めて招致のPRと交流会を実施した。

午後からは、帰町のため移動。帰りの飛行機は秋元札幌市長が隣の席で、少しの時間だが、視察中に感じたことや今後とも協力して招致活動を行うことなどを話すことができた。

視察を終えて

ニセコ地域がアルペン競技の開催地に決まった場合、メイン会場の札幌市や新千歳空港からの移動手段の整備が重要であると、改めて実感した。交通アクセスの良し悪しは、競技への興味や感動にも影響する可能性が高いと感じた。

議 会 目 録

2月

8日 高橋はるみ知事を囲む会
(倶知安町 議長出席)

9日 平昌オリンピック開
会式及び北海道・札幌冬季
オリ・パラ招致活動
(韓国平昌周辺議長出席)

14・15日 後志町村議会議長会
定期総会・研修会
(札幌市 議長出席)

15日 議員協議会

20日 羊蹄山麓正副議長会50周
年記念式典
(倶知安町正副議長出席)

22日 2026年冬季北海道・
札幌オリ・パラ招致に関
する連絡会議
(倶知安町 議長出席)

27日 第1回広域連合定例会
(倶知安町 議長出席)

28日 議会運営委員会
議員協議会

3月
1日 議員協議会

二セコ高校卒業式
(議長祝辞)

二セコ町功労者町政懇談
会 (正副議長出席)

8日 第1回定例会 (16日)
議員協議会

9日 予算特別委員会

議会運営委員会

12日 議員協議会

総務常任委員会

13日 予算特別委員会

議員協議会

14日 予算特別委員会

二セコ中学校卒業式
(議長出席)

15日 二セコ高校教育振興会役
員総会 (議長出席)

19日 北海道新幹線協議会総会
(倶知安町 議長出席)

20日 二セコ小学校卒業式
(議長出席)

23日 近藤小学校卒業式
(副議長出席)

26日 寿大学閉講式 (議長出席)

27日 幼児センター卒園式
(議長出席)

29日 議員協議会

30日 二セコ町農業振興会会議
(議長出席)

3日 第2回臨時会

議会運営委員会

6日 幼児センター入園式
(副議長出席)

二セコ小学校・二セコ中
学校入学式 (副議長出席)

近藤小学校入学式
(竹内委員長出席)

二セコ町農民同盟定期総
会 (副議長出席)

9日 東京二セコ会会長懇談会
(議長出席)

10日 二セコ高等学校入学式・
振興会入会式 (議長祝辞、
副議長ほか出席)

18日 二セコ町国営農地期成会
総会 (議長祝辞)

20日 寿大学開講式 (議長祝辞)

24日 ようてい農業協同組合通
常総代会
(倶知安町 議長出席)

議員協議会

8日 後志総合開発期成会定期
総会
(倶知安町 議長出席)

9日 第3回臨時会

議会運営委員会

13日 議員会臨時総会

15日 東京二セコ会
(東京都 議長出席)

22日 二セコ町商工会通常総会
(議長出席)

25日 後志総合開発期成会後志
要望 (小樽市・倶知安町
議長出席)

地域おこし協力隊激励会
(議長ほか出席)

議会、たより編集委員会

後志総合開発期成会札幌
要望 (札幌市 議長出席)

編 集 後 記

二セコ連山や羊蹄山の山肌が白から様々な色付きを見せるこの季節、里ではカタクリやエゾエンゴサクと言った春の花が咲き乱れます。有島武郎生まれ出づる悩みの一節「春が来るのだ。君よ春が来るのだ。冬の後には春が来るのだ。」の一節が心に浮かびます。これは、出発や命の萌芽への賛歌で、新たな挑戦への応援歌として心に響きます。

町行政では、既に4月から新たな事務事業が進められています。より良く充実した事業等を提供するための議論の場として、3月定例議会がより一層重要視されています。町民生活に直結する予算や事務事業を審議する場なのです。本誌でお知らせできるのは審議内容の一部です。本誌を一通り読の上、予算審議を傍聴されることで行政や議会がより一層身近に感じられ、そこに新年度事業への賛歌と参加が生まれます。

(篠原)

議会、たより編集委員

委員長 三谷 典久
副委員長 斉藤うめ子
委員 篠原 正男
委員 木下 裕三